明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三七）　二

〔省　令〕

○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務六九）　二
○無線局運用規則の一部を改正する省令（同七〇）　三
○無線設備規則の一部を改正する省令（同七一）　四
○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（同七二）　六
○無線局免許手続規則の一部を改正する省令（同七三）　八
○電気通信主任技術者規則の一部を改正する省令（同七四）　一〇
○工事担任者規則の一部を改正する省令（同七五）　一二
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五〇）　一三
○米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（農林水産四一）　一四

〔告　示〕

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務七）　一六
○沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を指定する件（同八）　一七
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委一六）　一七
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同一七）　一七
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務三三八）　一八
○無線設備規則第四十九条の十五第一項第二号トの条件を適用することが困難又は不合理である空港無線電話通信を行う無線局等の無線設備の送信装置の技術的条件を定める件を廃止する件（同三三九）　一八
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（同三四〇）　一八
○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同三四一）　一九
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同三四二）　二〇
○周波数割当計画の一部を変更する件（同三四三）　二四
○電気通信主任技術者養成課程の実施要目を定める件の一部を改正する件（同三四四）　二四
○工事担任者規則第二十五条第五号の規定に基づく養成課程の実施要目の一部を改正する件（同三四五）　二五
○電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件（同三四六）　二五
○工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件の一部を改正する件（同三四七）　二六
○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件（財務二一九）　二七
○関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件の一部を改正する件（同二二〇）　二六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一四）　二六
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学九四）　二九
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（同九五）　三〇
○登録有形文化財の登録を抹消した件（同九六）　三一
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件（同九七）　三一
○租税特別措置法第十一条の七第一項及び第四十四条の七第一項の規定の適用を受ける機械及び装置を指定する件（農林水産八六〇）　三一

〔公　告〕

諸事項

官庁
特恵関税、基本測量関係事項関係　三三
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、料金の額及び徴収期間の変更（首都高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社）、本州四国連絡高速道路株式会社料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法一部変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、企業年金基金変更関係　八五
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）関係　九一
会社その他
会社決算公告　九三